

第3章 まちづくりの理念

1 まちづくりの理念の設定

- ① まちづくりの理念とは、将来に向けた都市づくりにおいて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための根本となる考え方です。
- ② 第2章で整理したように、都市計画を取り巻く現状は、国によるコンパクト+ネットワークの考えのもと、更なるコンパクトなまちづくりの必要性が求められています。また、第7次総合計画後期計画では、『共につくる。まるごと元気！多治見』をまちづくりの基本方針とし、本市最大の課題である人口減少対策を強化する必要性を掲げており、持続可能な都市構造が求められています。
- ③ 本マスタープランは、第7次総合計画後期計画の基本方針に沿い、人口減少による様々な課題を克服するため、中心市街地と郊外地域が連携した「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現をめざし、持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。以上から、都市づくりの基本理念を次のように設定します。

『まちづくりの理念』

人と地域のつながりが生みだす、
「ネットワーク型コンパクトシティの実現」
～ 共につくる。まるごと元気！多治見 ～

2 まちづくり重点課題の設定

まちづくりの理念を実現するため、第2章で整理した現況と課題から、以下の5つの「まちづくり重点課題」を設定します。

(1) ネットワーク型コンパクトシティの形成

立地適正化計画に基づき、中心拠点や郊外の地域拠点において都市機能や居住の誘導を図るとともに、地域拠点と中心拠点を結ぶ公共交通ネットワークの強化が必要です。

(2) 中心市街地の再生・活性化

多治見駅北地区の都市機能の向上に加え、駅南地区で進めている市街地再開発事業を契機に駅南・川南地区の再生・活性化に向けた具体策を展開し、駅周辺地区における中心拠点としての都市機能を高める必要があります。

(3) 骨太の産業構造を形成する土地利用展開

陶磁器やタイルなどの地場産業の振興に加え、交通の利便性、地理的優位性をもとに進めている民間企業の本社機能や製造業、運輸業等の企業誘致等により、新たな産業創出を図る必要があります。

(4) 交通環境の充実に向けた総合的な取組

市街地内の慢性的な道路渋滞の緩和、内環状道路を始めとする効果的な道路網の整備推進と公共交通の充実に軸に、交通環境問題に対する総合的な施策展開が必要です。

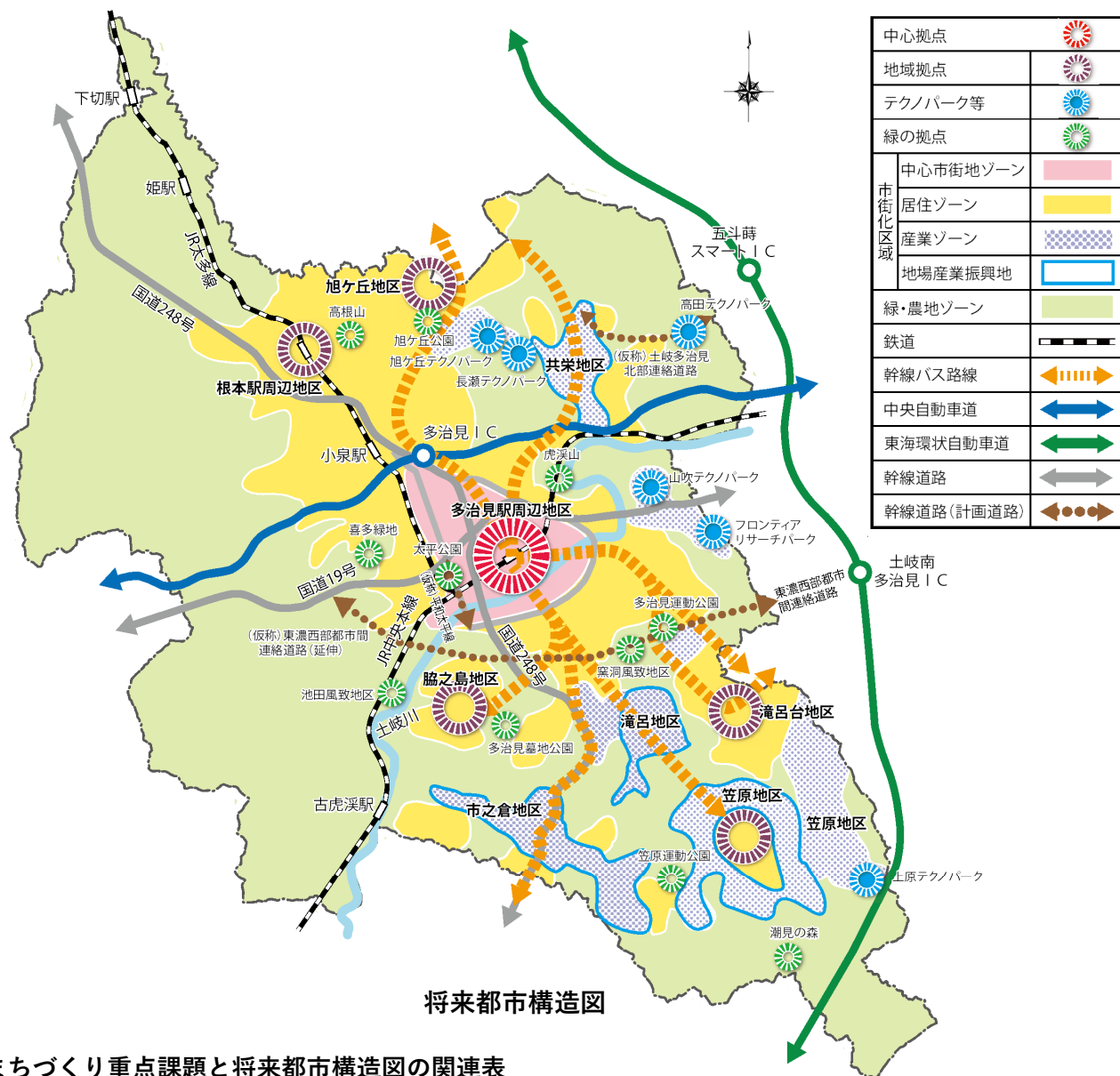
また、誰でも安全で快適に移動できる交通手段を充実させるとともに、歩行者空間を確保する必要があります。

(5) 水と緑の計画的な保全

平成19年、日本最高気温40.9℃(当時)を記録した本市では、土岐川などの水辺の活用や虎渓用水広場での水と緑の調和、斜面緑地の管理・保全など、快適でうるおいのある暮らしとともに、災害危険性の少ない安全安心な生活環境・空間づくりを進める必要があります。

3 将来都市構造図

まちづくりの理念及びまちづくり重点課題を踏まえ、まちづくりの目指す姿を拠点・ゾーン・軸で表した将来都市構造図を以下に示します。



まちづくり重点課題と将来都市構造図の関連表

まちづくり重点課題	拠点	ゾーン	軸
ネットワーク型コンパクトシティの形成	中心拠点 地域拠点	中心市街地ゾーン 居住ゾーン	鉄道 幹線バス路線
中心市街地の再生・活性化	中心拠点	中心市街地ゾーン	—
骨太の産業構造を形成する土地利用展開	テクノパーク等	産業ゾーン 地場産業振興地	中央自動車道、東海環状自動車道 幹線道路
交通環境の充実に向けた総合的な取り組み	—	—	鉄道 幹線バス路線 中央自動車道 東海環状自動車道 幹線道路
水と緑の計画的な保全	—	居住ゾーン 緑・農地ゾーン	—

それぞれの拠点・ゾーン・軸の考え方と、第4章の部門別方針へのつながりを以下に示します。

	凡 例	考 え 方	部門別方針へのつながり
拠 点	 中心拠点	多治見駅周辺地区を本市の中心拠点として位置づけ、多様で高次の都市機能や公共交通の維持・充実、商業活性化などによりにぎわいと利便性の向上を図ります。	(2) にぎわいと利便性を高める拠点の形成方針 (5) 交通環境の整備方針
	 地域拠点	地域の核となる施設や交通結節点周辺を地域拠点として位置づけ、地域に必要な生活サービス施設や公共交通の維持や充実を図り、住み慣れた地域ですっと暮らし続けられるような拠点づくりを進めます。	
	 テクノパーク等	企業誘致によって新規産業の誘導が進められているテクノパーク等を産業拠点として位置づけ、今後も企業誘致等を展開していきます。	(4) 産業環境の形成方針
	 緑の拠点	良好な緑の景観を創り出している虎渓山、喜多緑地、池田風致地区、多治見運動公園などを緑の拠点として位置づけ、今後も緑を守り、うるおいのあるまちづくりを推進します。	(7) 公園緑地整備及び自然環境保全の方針
ゾ ン	 中心市街地ゾーン	中心拠点である多治見駅周辺を中心市街地ゾーンに位置づけ、まちなか居住の促進により、徒歩圏内で便利に生活でき、安全安心な居住環境づくりを進めます。	(1) 土地利用の基本方針 (2) にぎわいと利便性を高める拠点の形成方針 (6) 防災・減災の方針
	 居住ゾーン	既存の一般住宅地や郊外地域の住宅団地を居住ゾーンに位置づけ、生活に必要なサービスが得られ、安全安心な居住環境づくりを進めます。	(1) 土地利用の基本方針 (3) 居住環境の形成方針 (6) 防災・減災の方針
	 産業ゾーン	テクノパーク等の新たな産業創出を図る地区及び既存の陶磁器産業等の集積する地区を産業ゾーンに位置づけ、今後も産業機能の充実を図ります。	(1) 土地利用の基本方針 (4) 産業環境の形成方針
	 地場産業振興地	共栄、滝呂、市之倉、笠原地区など陶磁器やタイルの生産地として発展してきた地区を地場産業振興地に位置づけ、地場産業の保全と振興を図っていきます。	(4) 産業環境の形成方針
	 緑・農地ゾーン	市街地外周部の森林、農地等を、緑・農地ゾーンに位置づけ、農地の保全・効率利用を図るとともに、自然環境や景観維持等に資する森林等の保全を図ります。	(7) 公園緑地整備及び自然環境保全の方針
軸	 鉄道	他都市との広域移動手段として、JR 中央本線、JR 太多線を位置づけます。	(5) 交通環境の整備方針
	 幹線バス路線	地域拠点からの通勤・通学手段として、また、高齢になっても地域拠点から中心拠点までおでかけできるよう、中心拠点と地域拠点等をつなぐ路線バスを位置づけます。	
	 中央自動車道	中京圏の各都市と連携し、首都圏、関西圏などにつながる長距離間における自動車交通を大量に処理する広域的な幹線道路として位置づけます。	
	 東海環状自動車道		
	 幹線道路	国道 19 号、国道 248 号を名古屋市、春日井市、土岐市、瑞浪市、可児市、瀬戸市など周辺市を連携するとともに、市内の東西南北を結ぶ幹線道路として位置づけます。	
 幹線道路 (計画路線)	(仮称) 土岐多治見北部連絡道路、東濃西部都市間連絡道路を他都市とのつながりを強化する幹線道路として位置づけます。 (仮称) 平和太平洋線などを中心市街地への通過交通を削減し、歩行者・自転車の安全性を高める幹線道路として位置づけます。		

第4章 部門別方針

1 まちづくりの部門別方針

部門別方針は、前章で設定した、まちづくりの理念と、まちづくり重点課題を解決するために必要な、個別の部門に関する方針です。本マスタープランでは、8つの部門に区分して、その方針を示します。

(1) 土地利用の基本方針

土地利用に関する基本的な方針です。

(2) にぎわいと利便性を高める拠点の形成方針

中心市街地、周辺市街地の拠点形成に関する方針です。

(3) 居住環境の形成方針

住宅地や住宅団地等、居住地の市街地環境に関する方針です。

(4) 産業環境の形成方針

地場産業や新規産業の市街地環境に関する方針です。

(5) 交通環境の整備方針

道路や公共交通等に関する方針です。

(6) 防災・減災の方針

防災・減災のまちづくりに関する方針です。

(7) 公園緑地整備及び自然環境保全の方針

公園緑地の整備や農地を含む自然環境の保全に関する方針です。

(8) その他の都市施設の配置・整備方針

公益的な都市施設や下水道などに関する方針です。

(1) 土地利用の基本方針

- ① ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、計画的な土地利用を図ります。
- ② 中心拠点や地域拠点の強化に努めるとともに、必要に応じて多様な都市機能を集積すべき拠点の形成について検討します。
- ③ 新規産業の導入に関わる土地については、周辺環境への影響や交通などの利便性に考慮して、必要な土地を確保します。
- ④ 市街化調整区域において多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（以後、開発許可基準条例という）を継続し、集落地のコミュニティの維持や地域活力の向上を図ります。

ア. 区域区分及び用途地域の見直しに関する基本方針

① 区域区分の継続

外縁的拡大を抑制し、既成市街地における都市基盤を適切に活用・維持し、環境負荷の少ない集約型の都市を形成するため、引き続き都市計画区域区分制度を活用していきます。

② 区域区分の見直し方針

- a. 郊外住宅地における人口増加が落ち着いた一方、市街地整備が進む駅周辺地区で人口が増加しています。今後、人口が減少し、世帯数も減少すると予測されるため、むやみに住宅地を拡大することはせず、既成市街地での良好な住環境の確保を目指します。
- b. 鉄道駅周辺など、公共交通、幹線道路等の状況から、ネットワーク型コンパクトシティの形成に支障があると認められる場合は、多様な都市機能を集積すべき拠点の形成について検討します。
- c. 新規産業の振興を目的とする事業用地の供給など、まちづくりに不可欠な開発に対しては、自然的環境への影響抑制を前提として、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導と支援を促進しつつ、新市街地の形成を検討します。

③ 市街化調整区域における秩序ある都市的土地利用の方針

ネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、原則として市街化調整区域での開発は抑制します。ただし、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容します。

a. 都市的土地利用の需要が高い地域（地区計画等）

工業あるいは商業の機能が集積し、都市的土地利用の需要が見込まれる地区については、周辺の市街化を助長するおそれがない場合に限り、地区計画等により、農林漁業との調整が図られた区域で土地利用を検討します。

b. 集落地域

住宅開発やまとまりある集落などの既に市街地の形態を成している区域は、集落地のコミュニティ維持や地域の活力向上を図るため、計画的な施設整備を検討します。

南姫地区を主体に根本・小泉地区において開発許可基準条例の適切な活用を継続します。

c. 幹線道路沿道地域

幹線道路沿道及び施策的に適地と位置づけられる地区において、工業機能、物流機能等を目的とする開発は、周辺の市街地拡大を誘発するおそれのない範囲で検討します。

④ 用途地域の見直し方針

a. 国道19号・国道248号沿線など、中心市街地内の商業地として商業業務施設の立地が進む地域においては、用途の純化を図り、商業系用途地域への転換、又は特別工業地区等の併用指定を検討します。

b. 多治見駅北側や土岐川南側の商業地域の一部、及び笠原町の住居系用途地域に指定されている緩和型の特別工業地区と、準工業地域の一部に指定されている制限型の特別工業地区を継続します。

イ. 土地利用に関する基本方針

① 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a. 住居系

地方都市としての潤いやゆとりある生活環境をもたらす市街地の形成を目標に、「盆地型地形」の特徴を活かし、豊かな緑に囲まれた低密度（容積率80～200％）の住宅地と、区画整理による共同建替や都市型住宅への誘導等によって高密度（容積率400％）な都心部といった、地区に応じた都市形成を目指します。

b. 商業系

多治見駅周辺など中心拠点においては、必要に応じて建築物密度の高度化（容積率400％）を図る一方、地域拠点、周辺地区及び幹線道路沿道においては、ゆとりあるまち並み形成に向けて低密度（容積率200％または300％）な市街地形成を図ります。

c. 工業系

ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率200％）な市街地形成を図ります。

② 住居系地域

a. 一般住宅地

- ・中心市街地に連たんする平坦部及び笠原地区の既成市街地に位置し、住居系用途地域が指定される地区を「一般住宅地」と位置づけます。
- ・市街地部は公共的空地が少なく建物が密集していることから、道路・公園等の都市基盤整備とともに、土地利用の整序化、良好な都市型住宅の整備等を行います。

- ・住宅地周辺の段丘斜面や里山的な樹林地・農地の保全に努めるとともに、自然的環境や豊かな風景と調和するまち並みの形成を図ります。

b. 郊外住宅地

- ・市街地周辺丘陵部の郊外に開発された住宅団地からなる、住居専用系用途地域に指定されている地区を「郊外住宅地」と位置づけます。
- ・原則として、新規開発は中心市街地を取り囲む盆地の緑と周辺市街地を取り囲む緑に囲まれた地域のみとし、周辺市街地を取り囲む緑の外側での面的な開発は抑制します。
- ・面的な開発地内では、既に道路や公園等の基盤整備はかなり進んでおり、緑豊かで良好な居住環境の保全に努めます。
- ・初期に開発された団地の一部においては、今後の建て替え需要と空洞化の見込みに留意しつつ、良好な居住環境の形成を検討します。

③ 商業系地域

a. 中心拠点：多治見駅周辺地区

東濃地域における都心機能の中心地として集客基盤の強化を図り、高次の都市拠点づくりを目指すとともに、眺望景観に配慮した建築物や複合的な機能を有する施設、各種サービス機能（行政・民間）の誘導に努めます。

b. 地域拠点及び周辺地区

郊外地域において、日常生活に必要な生活サービス施設（機能）を維持・誘導するために、住宅団地内又は既成市街地内に地域拠点として近隣商業地を配置します。

また、幹線道路沿道には、自動車による利便性を活かした沿道型業務施設等の立地を図ります。

④ 工業系地域

a. 地場産業振興地

陶磁器やタイルなどの地場産業の保全と振興を図っていきます。また、郷土色豊かな歴史・文化資源を活用した、美濃焼文化の香りが漂うまち並みの形成を進めます。

b. 新規産業誘導地

近年、企業誘致によって新規産業の誘導が進められ、地域経済活性化の効果が現れていることから、今後も周辺環境に配慮しつつ新規産業の誘導を進めていきます。

⑤ 農地

- a. 農業生産性の向上に努めるとともに、農地の大部分を占める小規模農地の効率的な利用を図るため、都市型農業を促進します。
- b. まとまった農地については、生産性の高い農業を維持するため、農業振興施策との連携をもって、農地の保全に努めます。
- c. 農地は洪水防止機能や生態系の維持、良好な景観の形成等多面的な役割を担っていることから、都市的土地利用等の他の利用区分との調整を図りつつ保全に努めます。

⑥ 森林

- a. 森林は自然環境の保全、災害防止、水源涵養、保健休養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など、重要な公益的機能を有しています。このため、松枯れ対策等の適正な保全管理を進めながら、その機能の発揮に配慮し、必要な森林の確保を図るとともに、森林区分に適した整備方針に基づいて、望ましい森林の姿への誘導に取り組みます。
- b. 必要に応じて他の利用区分に転換するときは、森林機能の低下や近隣生態系への影響を最小限に止めるよう、総合的かつ計画的に利用転換を図ります。

⑦ 原野等

- a. 原野等のなかで、水辺植生、野生の鳥獣の育成等の自然生態系や景観等の維持に寄与しているものは適正な保全に努めます。
- b. その他の原野については、自然環境の保全に配慮し、適正な利用転換に努めます。

⑧ 水面・河川・水路

- a. 水面・河川・水路は、洪水調節等の災害の防止、水辺空間等の良好な生活環境の場の提供、高気温対策等の重要な役割を担っており、適切な管理と整備に必要な用地の確保を図ります。
- b. 河川は、水質の保全及び自然景観等の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図り、改修及び整備に努めるとともに、特に市街地を流れる河川については、水と親しめる環境づくりに努め、市民の憩いの場としての機能の向上を図ります。

⑨ 道路

- a. 道路は市民生活の向上、産業の発展及び市勢の進展に欠かすことができないものであり、市土の効率的かつ広域的利用の促進に寄与するように、利便性、安全性、快適性、道路交通公害の防止を十分に考慮し、災害時における輸送の多重性・代替性の確保及び交通ネットワークの整備促進に向けて必要な用地の確保を図ります。

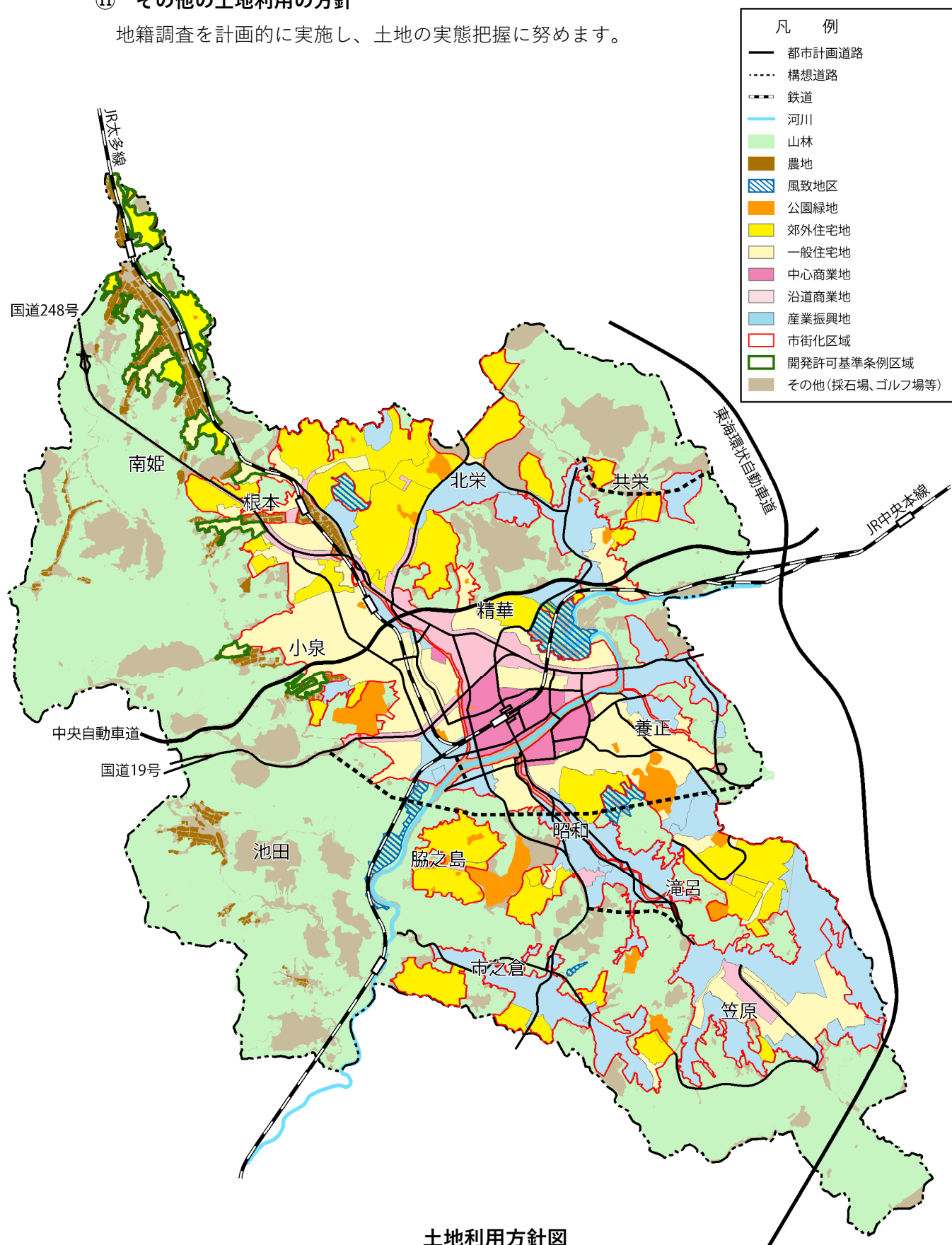
⑩ その他の用地

- a. 公園等のレクリエーション施設用地は、市民生活にゆとりを創出するため、災害の防止や自然環境の保全に留意し、適正な用地の確保を図ります。
- b. 大規模太陽光発電施設の整備は、周辺環境との調和に配慮するとともに、自然環境の保全が図られるよう、事業者への働きかけを行っていきます。
- c. 循環型社会システム形成のため、一般廃棄物最終処分場は、適正な施設管理を徹底するとともに、施設周辺の自然環境への影響を最小限に抑えるよう努めます。また、拡張等が必要な場合においても、森林の著しい減少を伴わないよう、必要な用地の確保を図ります。一方、産業廃棄物最終処分場は、市外からの産業廃棄物の処理を目的とした新たな処分場の設置は原則的に認めないものとし、埋め立てを終えた部分から早期に森林回復が図られるよう、事業者への働きかけをします。
- d. 採石、採土場は、周辺の緑化や適切な事後緑化等を促すなど、失われた緑地の回復を図ります。また、幹線道路整備等の条件が整っている地区については、周辺への影響を配慮しながら、土地の有効利用を図ります。

- e. その他の低未利用地については、有効な利用がなされるよう、他の利用区分への転換を積極的に図ります。

⑪ その他の土地利用の方針

地籍調査を計画的に実施し、土地の実態把握に努めます。



(2) にぎわいと利便性を高める拠点の形成方針

- ① 都市機能誘導区域への公共施設、商業施設、医療施設等の集積を図り、にぎわいと利便性の高い拠点づくりを進めます。
- ② 中心拠点では、駅南地区の市街地再開発事業を核として、土地の高度利用や機能集積を図り、「まちの顔」となる拠点づくりを推進します。
- ③ 地域拠点では、ずっと暮らし続けられる地域を支える拠点づくりを進めます。また、根本駅周辺地区においては、地域拠点の強化を検討します。

ア. 拠点の形成方針

① 中心拠点と地域拠点への都市機能の誘導

- a. 市街地の人口密度を維持し、投資効果を高めるため、中心市街地にあたる「中心拠点」及び、生活利便性が比較的高い郊外地域の「地域拠点」へ都市機能を誘導します。
- b. 現在も都市機能が集積する「中心拠点」においては、郊外地域の拠点より多様で高次の都市機能が集積する地域を目指します。「地域拠点」においては、住み慣れた地域（日常生活圏）でずっと暮らし続けられるよう都市機能を維持・誘導します。

② 中心拠点の形成方針

- a. 都市基盤施設の整備改善、商業集積関連施設の整備、タウンマネジメント機関を中心とする商店街整備、都市型新事業の支援施設の整備等により中心拠点の活性化を図ります。
- b. 多治見駅周辺は、都市機能の更新、都市防災及び住環境の向上、定住・交流人口の増加を図るため、駅南地区での市街地再開発事業の推進及び、新規地区での展開を検討します。
- c. にぎわいの創出及び、都市機能の誘導等のため、多治見駅周辺の土地の高度利用や機能集積を促進します。

③ 地域拠点の形成方針

- a. 根本駅周辺、旭ヶ丘、脇之島、滝呂台、笠原の各地区において地域拠点を形成し、既存の生活サービス施設の立地の維持を基本としつつ、徒歩圏で医療、福祉、商業等の日常生活に必要な施設を誘導します。
- b. 根本駅周辺においては、都市機能及び居住の誘導を図るため、周辺環境に十分に配慮し、農林漁業との調整を図った上で、市街地開発事業等により計画的な土地利用を検討します。

(3) 居住環境の形成方針

- ① 居住誘導区域を踏まえた、適切な居住環境づくりを進めます。
- ② 転入者の増加を促すための移住・定住の支援策を推進します。
- ③ 安全安心な居住環境の整備及び、空き家・空き地や市営住宅などの住宅ストックの維持管理と有効活用を進めます。

ア. 居住誘導区域における良好な居住環境づくり

立地適正化計画を踏まえ、居住誘導区域における良好な居住環境づくりの方針を以下のように設定します。

- ① **中心市街地も郊外地域も生活しやすい居住環境づくり**
 - a. 中心市街地及び郊外地域の住宅団地について、生活に必要なサービスが得られる居住環境づくりを目指します。
 - b. 中心市街地においてはまちなか居住を促進し、徒歩圏内で便利に生活できる居住環境づくりを目指します。
- ② **安全安心に生活できる居住環境づくり**
 - a. 災害の危険性が少なく、安全安心に生活できる居住環境づくりを目指します。
 - b. 水害発生のおそれがある地区においては、災害対策の強化により安全安心な居住環境づくりを目指します。
- ③ **既存ストックを活かした居住環境づくり**
 - a. 現在の土地利用に配慮するとともに、既存の社会基盤や公共施設などを活かした居住環境づくりを目指します。
 - b. 地域コミュニティの活性化や居住環境の保全などにより生活の質の維持を目指します。

イ. 移住・定住の促進に向けた方針

社会動態の改善に向け、転入者の増加を促進し、転出者を抑制するために、多治見市に住みたいと思えるような魅力の発信と、住宅ストックを活用した移住・定住の促進を図ります。

- a. 市外に多治見市の魅力や特徴を効果的に情報発信するため、シティプロモーション事業を展開します。
- b. 移住・定住を目的とした空き家等対策として、空き家等を取得し、リフォームや建直しのための取壊しをする子育て世帯等に対して補助をします。
- c. 陶磁器産業の担い手や、就農者及び企業誘致により移住・定住した方などの対象を絞った、独自性ある移住・定住支援策を推進します。

ウ. 緑豊かで景観に配慮した居住環境整備に向けた方針**① 緑地協定**

都市緑地法に基づく緑地協定制度の活用などにより、緑豊かな住宅地の環境を保全します。

② 風景づくり

都市の美観と自然景観を守るため、景観法と多治見市美しい風景づくり条例に基づく「多治見市風景づくり計画（景観計画）」を推進し、将来にわたって誇ることができる美しい風景を創出していきます。

③ 屋外広告物

魅力あるまち並み形成に向け、屋外広告物法と多治見市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を規制し、適正な広告景観を形成します。

④ 地区計画

- a. 指定用途地域が許容する建物用途や形態に対して、「地区計画」によって地区独自の制限を付加することにより、地区内の良好な居住環境を保全・形成していきます。
- b. 都市計画法に基づく提案制度を活用した地区計画の提案など、住民主体のまちづくり活動等を支援し、地域の実情を踏まえたまちづくりを支援します。

⑤ 省エネルギーに配慮した建築の誘導

長期優良住宅や、低炭素住宅など新エネルギーの利用や省エネルギーに配慮した建築の誘導を図ります。

エ. 空き家、空き地の有効活用に向けた方針**① 「空き家・空き地バンク」の活用促進**

- a. 市内の空き家、空き地情報を容易に入手できる「多治見市空き家・空き地バンク」制度の活用を促進し、空き家、空き地の有効的な利活用を進めます。
- b. 民間団体等と連携し、空き家等を交流施設等の他用途への転用を検討します。

② 危険な空き家等の除却の促進

- a. 特定空家等（危険空家等）に該当するおそれのあるものについては、速やかな改善が求められることから、所有者等に対して、助言又は指導を行い、早期に解決が図られるように努めます。

オ. 居住の安定の確保に向けた方針**① マイホーム借上げ制度の普及促進**

シニア世帯と子育て世帯などの住み替え支援や空き家の有効活用などを目的として「マイホーム借上げ制度」の普及に取り組みます。

② サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度の普及促進

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供するため、「サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度」の普及に取り組みます。

③ 市営住宅等の維持・管理

- a. 住宅困窮者等に対して、居住の安定及び社会福祉の推進を図るため、長寿命化計画に基づき、市営住宅の適切な維持管理、計画的な修繕及び集約化を実施します。
- b. 障がい者等の日常生活の利便性や安全性を確保した市営住宅の整備を実施します。
- c. 住宅困窮者等に対する民間賃貸住宅への入居支援制度により、市営住宅機能を補完します。

(4) 産業環境の形成方針

- ① 陶磁器やタイルの生産地として発展してきた地区を地場産業振興地として位置づけ、産業拠点としてだけでなく、美濃焼文化の香りが漂うまち並みの形成を進めます。
- ② テクノパークなどの新規産業の振興を目的とする事業用地の検討を継続し、周辺環境への影響や交通などの利便性に考慮して、必要な土地を確保します。

ア. 地場産業振興地と新規産業誘導地

① 地場産業振興地

共栄、滝呂、市之倉、笠原地区など陶磁器やタイルの生産地として発展してきた地区を「地場産業振興地」と位置づけ、地場産業の保全と振興を図っていきます。

- a. 陶磁器産業の保護を目的とした特別用途地区を継続します。
- b. 郷土色豊かな歴史・文化資源を活用した、美濃焼文化の香りが漂うまち並みの形成を進めます。
- c. 地場産業振興地に地場産業担い手を誘導する、移住・定住施策を検討します。

② 新規産業誘導地

- a. (仮称)土岐多治見北部連絡道路の整備に伴う、東海環状自動車道との近接性を活かし、新たな工業系の土地需要に対応するため、高田テクノパーク地区での工業系の土地利用を進めます。
- b. 新規産業の振興を目的とする事業用地の供給など、まちづくりに不可欠な開発に対しては、自然的環境への影響抑制を前提として、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導を支援します。

（５）交通環境の整備方針

- ① 交通渋滞を緩和し、円滑な移動を確保するための道路及び公共交通の整備を図ります。
- ② 道路の整備にあたっては、公共交通との連携のほか、中心市街地の再生、地域拠点と中心拠点のネットワーク強化など複合的機能に配慮して都市計画道路網構想を見直し、路線の再編を含めて効果的、効率的に進めます。
- ③ 公共交通機関ごとに役割分担を明確にし、地域に見合った交通を確保するため、地域公共交通網形成計画に基づき、施策を展開していきます。

ア. 道路

① 中心市街地の再生を支援する道路づくり

- a. 中心市街地への通過交通を削減し、歩行者・自転車の安全性を高めるため、（仮称）平和太平線や（都）上山平和線等の内環状道路網の整備に向けて取り組みます。
- b. 中心市街地のにぎわいを創出するため、（都）音羽小田線等の多治見駅へのアクセス道路の事業化を図ります。

② ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた道路づくり

ネットワーク型コンパクトシティを実現するため、地域拠点と中心拠点をネットワークで結び、骨格となる道路網を形成することで、公共交通の運行しやすい環境を整えます。

③ 都市内交通の円滑な移動を支援する道路づくり

市街地内で散在する渋滞の緩和と交通安全性を高めるため、都市計画道路網構想に基づき、地域の道路整備を図ります。

④ 他都市との連携を強化する道路づくり

他都市との連携を強化するため、（仮称）土岐多治見北部連絡道路や（仮称）東濃西部都市間連絡道路（延伸）等の幹線道路の整備促進を図ります。

⑤ 効果的、効率的な道路づくり

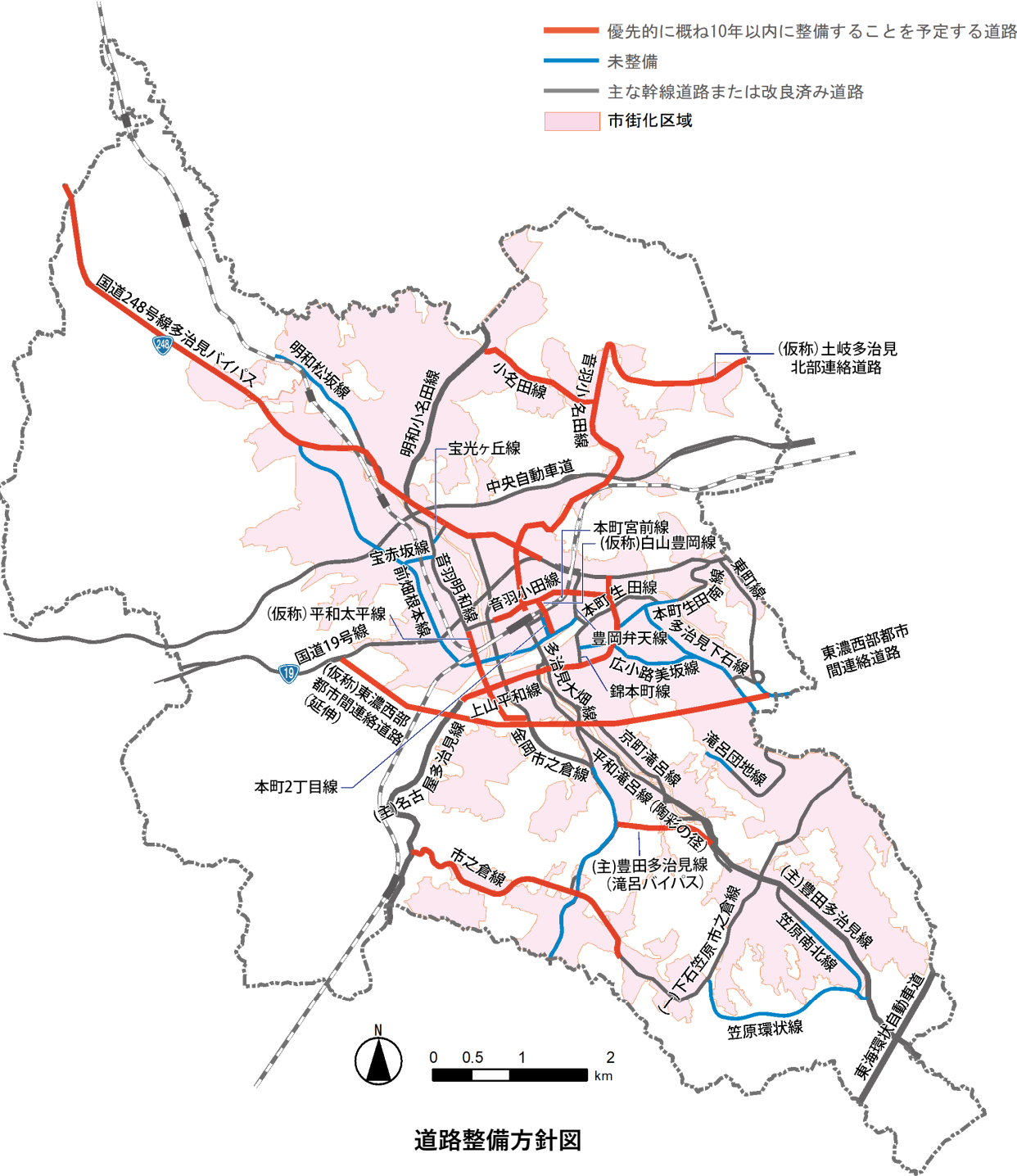
都市計画道路の効果的、効率的な整備を進めるため、都市計画道路網構想の見直しを検討します。

⑥ 道路の維持管理及び歩行者や自動車などの安全対策の推進

- a. 道路や橋などの効率的な管理計画に基づいた維持・修繕を実施します。
- b. 道路の美化活動や道路状況の見守りなどを行う市民ボランティアの活動を支援します。
- c. ゾーン 30 等の交通安全対策や電線類の地中化等の道路空間の整序などにより、誰もが安全で快適に移動できる交通環境の形成に努めます。
- d. 街頭防犯カメラ、街路灯の設置など、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民による自主防犯活動や監視体制の強化により、防犯への意識の向上を図ります。

【優先的に概ね10年以内に整備することを予定する道路】

路 線 名	
(都) 音羽小田線 一部	(都) 国道 248 号線多治見バイパス 一部
(都) 上山平和線 一部	(都) 音羽小名田線 一部
(都) 市之倉線 一部	(都) 小名田線 一部
(仮称) 土岐多治見北部連絡道路	(仮称) 東濃西部都市間連絡道路 (延伸) 一部
(仮称) 平和太平洋線 一部	(仮称) 白山豊岡線 一部
(主) 豊田多治見線 (滝呂バイパス) 一部	



イ. 公共交通

① 都市間や地域拠点と中心拠点をつなぐ基幹交通づくり

- a. 他都市との広域移動手段として JR 中央本線や JR 太多線を位置づけます。
- b. 地域拠点からの通勤・通学手段として、また、高齢になっても地域拠点から中心拠点まで気軽に利用できるよう、路線バスの利便性を確保・維持します。

② 郊外地域と各拠点をつなぐ地域内交通づくり

日常的な生活において、地域拠点から身近な施設へ気軽に利用できるよう、地域内交通の充実を図ります。

③ 中心拠点内を快適に移動できる公共交通づくり

- a. 中心拠点内に立地する公共施設、商業施設等へ快適に移動できるようコミュニティバスを運行します。
- b. 中心拠点において市民だけでなく、観光客にとっても移動しやすい交通環境を提供します。

④ 市民・交通事業者・行政の協働による公共交通の利用促進

関係者が協力し、利用促進や意識啓発活動に取り組むことで、公共交通の利用者増加を目指します。

ウ. 駐車場整備

路上駐車防止や、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出も含め、安全性・利便性・快適性が確保できる体系を備えた都市の実現に向け、効果的な駐車施策の展開を進めます。

エ. バリアフリー化の推進

- a. バリアフリー化の取組を進め、高齢者・障がい者等の移動の円滑化や安全性を確保し、誰もが暮らしやすく、訪れやすいまちづくりの実現を目指します。
- b. バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性を確保し、誰もが集いやすく賑わいある地区を重点的に取り組んでいきます。

(6) 防災・減災の方針

- ① 災害リスクの総合的な評価に基づく防災指針を策定するとともに、市民・民間事業者・行政の連携を強化し防災・減災まちづくりを推進します。
- ② 平時より災害に備えた対策を行い、災害に強い地域づくり・まちづくりを進めます。
- ③ 災害発生時には、市役所本庁舎を防災拠点とした迅速な災害対応を行います。
- ④ 洪水や土砂災害などの自然災害のリスクを軽減し、安全な生活を確保するため、河川・砂防の整備を推進します。

ア. 防災指針の策定と防災・減災まちづくりの推進

① 防災指針の策定

- a. 立地適正化計画の改定において、居住誘導区域等における災害リスクの分析、防災・減災まちづくりにおける課題の抽出、防災・減災まちづくりの将来像・取組方針等について検討し、防災指針を策定します。

② 防災・減災まちづくりの推進

- a. 土砂災害、洪水浸水、内水浸水、地震等の主な災害リスクを踏まえて、適切なハード対策とソフト対策を進めます。
- b. 大規模災害や複合的な災害を想定し、いざという時の対策が円滑にとれるよう、平時から市民、民間事業者・団体、行政の連携強化に努めます。
- c. 災害発生時には、災害対策の中核的な防災拠点である市役所本庁舎を中心として、迅速な災害対応にあたります。

イ. 安全安心な居住環境づくりに関する方針

① 災害に強いまちづくり

- a. 建物の耐震診断、耐震改修工事を促進し、安全確保の取組を支援します。
- b. 建物の通風、日照の確保や火災時の延焼防止など、道路の持つ機能を発揮できるよう狭あい道路の解消を推進します。

② 災害に強い地域づくり

- a. 大規模震災時の避難路の安全を確保するため、ブロック塀等の除去を促進します。
- b. 防災倉庫の設置や防災資機材の定期的な点検等、備蓄資材の拡充、水道施設の耐震化などにより、非常時や災害時のライフラインを確保します。
- c. 土岐川、大原川、笠原川等の氾濫により浸水想定区域が広がっている区域では、洪水ハザードマップの周知等のソフト対策を推進します。
- d. 住宅地周辺に土砂災害警戒区域が分布する地域等においては、土砂災害ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を推進します。

ウ. 河川・砂防

① 河川・砂防整備の基本的考え方

- a. 洪水被害及び土砂災害を軽減し、治水による安全性を高めるため、親水性と自然環境との調和に配慮しながら河川・砂防の整備に努め、安心して豊かに暮らせるまちをつくります。
- b. ハザードマップを活用した図上訓練や、緊急メール等による情報提供手段の周知を図り、市民と一体となった災害時の危機管理意識の向上に努めます。

② 河川・砂防整備の方針

- a. 河川被害の未然防止の観点から、土岐川圏域河川整備計画に基づき、緊急性の高い河川より順次改修に努めます。
- b. 河川の良い水辺環境の復元を図る多自然川づくりを進めます。
- c. 土砂災害を防止する観点から、砂防えん堤や溪流保全工、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害対策を推進します。
- d. 開発行為等による雨水や土砂の流出の抑制対策として、沈砂調整池や雨水流出抑制施設等の設置と適切な維持管理により総合的な治水対策を進めます。

(7) 公園緑地整備及び自然環境保全の方針

- ① 市民ニーズに対応した公園等の更新、維持管理を進めます。
- ② 生活環境を豊かにし、魅力あるまちづくりに向けて、身近な水と緑の確保に努めます。
- ③ 自然を体感できる暮らしを求め、市街地を取り囲む斜面地や丘陵地での緑の確保や、地域活動と連携した里山の保全を進めます。
- ④ 身近なところで環境学習の場をつくり、環境教育・啓発等を継続的に展開します。

ア. 市街地の公園及び身近な水と緑の保全方針

① 公園等の計画的な整備及び維持管理方針

- a. 既存の都市公園ストックを適切に更新、維持、管理し、将来にわたって安全で快適な利用の確保に努めます。
- b. 公園施設長寿命化計画に基づき遊具、フェンス、照明灯などの更新を進めます。
- c. 少子化・高齢化を背景とした市民ニーズに対応しながら、児童遊園等の用途転換を進めます。また、公園愛護会など市民参加による公園・児童遊園等の維持管理を支援します。
- d. 中心市街地における公園、公共公益施設の整備にあたっては、水循環や反射熱量の削減に配慮した舗装材料を使用するなど高気温対策に努めます。

② 生活環境を豊かにする身近な水と緑の確保に向けた方針

- a. 中心市街地において、魅力あるまち並み形成に向け、身近な広場や既存の都市緑地などの緑の保全に努めます。
- b. 対象地域を拡大した緑化助成を活用し、民有地の緑化促進を図ります。
- c. 風景に大きな影響を及ぼす建築物等の新築については、多治見市美しい風景づくり条例に基づき、緑地等に一定の面積基準を設け、緑を創出します。また、公共施設の新築の際には、緑地用の面積基準を高め、公共空間を積極的に緑化していきます。
- d. 道路条件や立地条件を把握し、その場にふさわしい樹種選定に留意し、街路樹の植栽や維持管理をしていきます。また、ポケットパークによる身近な緑を維持します。
- e. 土岐川・大原川・笠原川など市街地の骨格を形成する河川において、水辺が有する自然を保全し、生物の生育環境を改善するなど、自然環境に配慮した河川管理を行うことで水辺環境を保全します。
- f. ビオトープによる水辺を楽しめる風景づくりや、かわまちづくり事業による土岐川の親水空間の整備を進めます。また、中心市街地の河川敷地について、建築物の正面を土岐川に向けるリバーフロント景観を演出するなど、多くの人が川と親しめる空間の整備に努めます。

イ. 市街地を取り囲む斜面地及び里山の保全方針

① 市街地を取り囲む緑の保全方針

- a. 都市の骨格である市街地周辺の丘陵地と中央部を流れる土岐川の斜面地を環境保全に寄与する緑地として位置づけ、保全します。
- b. 丘陵地での開発行為による、適切な残地森林の確保とともに、造成法面などへの植栽など、市街地からの眺望や景観に配慮し緑を確保します。
- c. 丘陵地の住宅団地などでの緑地協定や地区計画を活用した緑の普及に努め、民有地緑化への理解を高めます。
- d. 風景に大きな影響を及ぼし、かつ丘陵地など一定程度以上の標高に建築物等を建築するものについては、市街地から眺望した際に緑が確保されるよう促します。
- e. 風致地区の指定を継続する一方、指定の拡大を検討するなど、市街地に隣接する樹林地の保全を維持します。また、都市計画緑地や保安林の整備を継続し、自然とふれあえる場を維持します。
- f. まとまった農地については、生産性の高い農業を維持するため、農業振興施策との連携をもって、農地の保全に努めます。また、農業者と消費者との触れ合いを創出し、地産地消による都市型農業を推進します。

② 豊かな里山の保全方針

- a. 豊かな里山空間の創出のため、保全と管理活動に取り組んでいきます。また、里山づくりに積極的な市民グループである森づくり団体への協力や原材料支給の実施など、市民の地域活動と連携した保全活動を展開します。
- b. 特定外来生物についての継続的な防除により、在来種の保護活動を継続します。
- c. 国や県と共にグリーンベルト構想に基づき、里山の保全、管理活動を推進します。また、保安林、砂防指定地などによる法規制を適切に運用し、まとまった緑を保全します。
- d. 土石・粘土採取場などで失われた緑の回復のため、森林法や鉱業法に基づき、事業後の緑地回復を適切に促していきます。

ウ. 環境教育・啓発等の方針

- a. 土岐川観察館による環境学習活動などにより、水辺の生き物などと親しめる機会を増やしていきます。
- b. 学校育苗や、森林保護活動の支援、学校に近接する場でのビオトープ整備など、子どもたちの身近なところで環境学習の場をつくり、環境教育を継続的に展開します。
- c. 「多治見の緑化樹木」を活用し、事業内容に即した緑化指導をしていきます。また、保存樹、保護地区の育成管理への支援を行い郷土色豊かな優良木を保存していきます。
- d. 多治見市風景づくりアドバイザー設置要綱に基づき、専門的な立場から、大規模な行為の届出等に関する評価（審査）や提案を継続します。
- e. 市民が風景づくりや緑の重要性に関心を持つ場として、たじみ景観塾による寄せ植え講座などを継続します。

(8) その他の都市施設の配置・整備方針

- ① 市有施設を最適な状態で維持・管理するとともに、耐震化、長寿命化を進めます。
- ② 施設の立地効果が期待できる適地に、必要な都市施設の配置を検討していきます。

ア. 公共施設の整備方針

公共施設を取り巻く状況は、現状全ての公共施設を維持・更新することが不可能であり、人口減少や厳しい財政状況が見込まれる中、今後さらに厳しさを増すことが予想されます。

市の公共施設については、公共施設適正配置計画に基づき、公共施設における持続可能な行政サービスの提供のため、必要な機能は維持しつつ、公共施設の数や規模を将来の市の人口や財政規模に見合ったものにする必要があります。

施設そのものではなく、その中に入る機能に着目して優先度を明確にし、施設の老朽度や利用状況などの実態を踏まえて施設ごとに長寿命化、統合・複合化、転用、譲渡、廃止又は現状維持などの方向性を定め、計画的に実施します。

イ. 下水道施設

① 下水道整備の基本的考え方

浸水による被害や河川の水質悪化などを未然に防止し、公衆衛生の向上を図り、安全で豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

② 下水道整備の方針

- a. 下水道施設の有効利用を図るため、長寿命化対策を進めるとともに、施設の統廃合を検討します。また、公共下水道総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化を図ります。
- b. 多治見市公共下水道基本計画に基づき公共下水道の整備を図り、姫地区・笠原地区等の未普及地区の解消に努めるとともに、処理場の高度処理化を進めます。
- c. 公共下水道の計画区域以外の地域では合併処理浄化槽の普及を図り、公共水域の水質保全に努めます。

ウ. 環境衛生施設

環境衛生施設は、周辺環境への影響が大きいものの、都市において必要不可欠な施設であることから、周辺環境に留意しつつ施設の適切な配置及び維持管理を行います。

- a. 多治見市火葬場（華立やすらぎの杜）
 - ・周囲の環境に配慮し、施設の適切な維持管理に努めます。
- b. 多治見市三の倉新焼却場（三の倉センター）
 - ・大規模修繕等を行い、施設の適切な維持管理に努めます。